

平成 28 年 2 月 25 日
学 長 裁 定

鹿児島女子短期大学における公的研究費に関する行動規範

鹿児島女子短期大学は、教育基本法並びに学校教育法の趣旨に則り人格の完成をめざして高度の一般教育を授けると共に児童教育、生活科学及び教養に関する専門の知識技能を習得せしめ、以て社会の福祉に貢献し得る有能にして教養豊かな文化的女性を育成することを目的としている。

本学の教職員その他の公的研究費の運営・管理に関わる全ての者（以下「構成員」という。）は、この目的を達成するためのあらゆる行動において、社会に対する説明責任を担っていることを自覚し、公的研究費の使用にあたっては、次の事項に十分留意しなければならない。

1. 構成員は、研究の実施及び公的研究費の使用にあたっては、法令、関係規則並びに使用ルールを遵守し、適正に行う
2. 構成員は、公的研究費が国民の税金あるいは企業等からの支援によるものであることに注意を払い、効率的に使用することはもちろんのこと、社会に対する説明責任を果たす役割を担っていることを自覚する。
3. 構成員は、個人の発意で提案し、採択された研究費であっても、機関による管理が必要であることを理解し、行動する。
4. 構成員は、国民の疑惑や不信を招きかねない行為及び法人に対する信頼を揺るがす行為は厳に慎む。